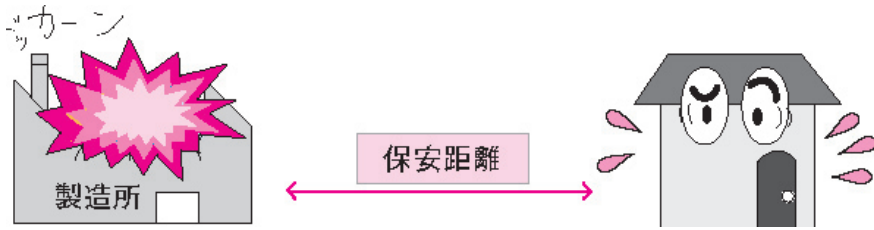


●学校のすぐ近くに製造所等を建てることはできません！

## 製造所等の位置・構造・設備

### 保安距離

製造所等で火災や爆発が起こったときに、住宅や学校などの施設（保安対象物といいます）に被害が及ばないように、製造所等と保安対象物との距離をあけておく必要があります。この距離のことを保安距離といいます。

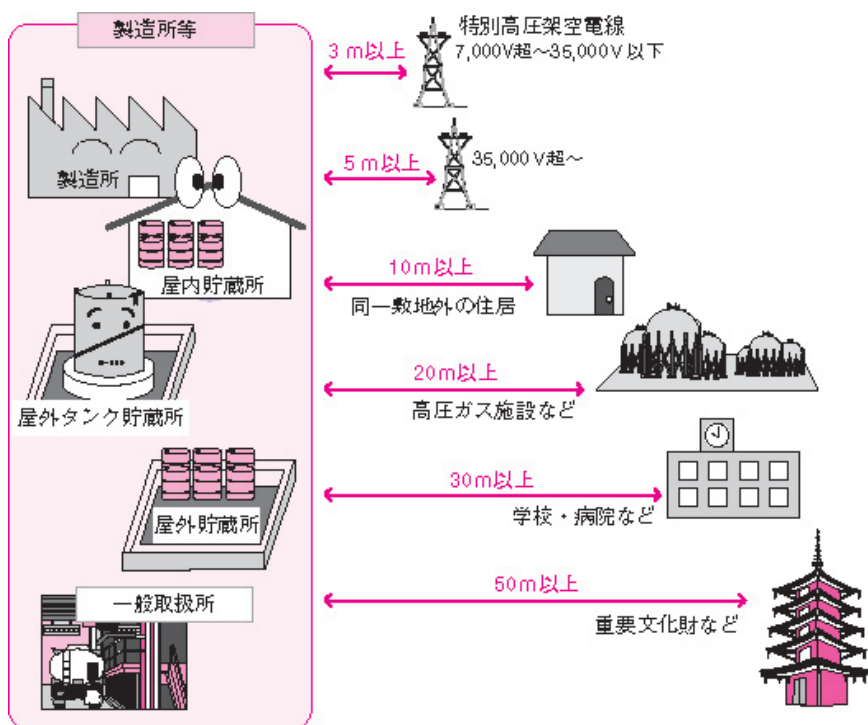


#### 要点 保安距離

製造所等（製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、一般取扱所）と保安対象物との距離

保安距離を設けなければならない製造所等は、製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、一般取扱所の5つで、それぞれの距離は次のとおりです。

保安距離	保安対象物等
3 m以上	特別高圧架空電線 7,000 V 超 35,000 V 以下
5 m以上	特別高圧架空電線 35,000 V 超
10 m以上	同一敷地外の住居
20 m以上	高圧ガスなどの施設
30 m以上	学校・病院・劇場その他多数の人を収容する施設
50 m以上	重要文化財等



## 保有空地

製造所等で火災や爆発が起こったとき、消防活動を行うために空き地を確保しておかなければなりません。この消防活動を行うための一定の空間を保有空地ほゆうくうちといいます。

保有空地を設けなければならない製造所等は、保安距離を設けなければならない5つの製造所等の他、屋外にある簡易タンク貯蔵所および地上にある移送取扱所の7つで、空地の幅は製造所等ごとに決まっています。